地方自治法施行令第 167 条の２第１項第３号該当契約（政策目的随意契約）の事後公表

番号	契約の名称 （業務名・品名）	契約期間	契約の相手方	契約年月日	契約額	契約の相手方とした理由
1	衆議院議員総選挙･最高裁判所裁判官国民審査開票所設営撤去委託業務	令和３年 10 月 29 日から 令和３年 11 月１日まで	公益社団法人　五泉市シルバー人材センター 五泉市太田１０９２番地１	令和３年 10 月 28 日	154,080 円	見積書の額が五泉市契約事務規則第 41 条の規定に基づき設定された予定価格の制限の範囲内で、かつ最低価格であったため。